

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊運試第97号

令和2年6月30日

取消処分者講習の事務処理要領の制定について（通達）

取消処分者講習の事務処理要領については、「取消処分者講習の事務処理要領について（通達）」（平成29年2月10日付け熊運試第21号）により運用しているところであるが、受講者の利便性等を図るため、本要領の様式等を一部を改正し、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 受講対象者

講習の受講対象者は、運転免許の拒否若しくは取消又は6月を超える期間の自動車等の運転禁止の処分（以下「取消処分等」という。）を受けた者とする（道路交通法第96条の3第2項に定める「準取消処分者等」を含む。）。

ただし、受講対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、飲酒取消講習の対象者とする。

- 免許の取消処分等に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者
- 取消処分等を受けた者又は準取消処分者等で上記飲酒関係の法令違反がある者

2 講習の場所等

講習の場所は、

- 熊本県警察本部運転免許試験課（以下「試験課」という。）
- 指定講習機関（別紙「取消処分者講習指定講習機関一覧表」のとおり。）

のいずれかとする。

ただし、指定講習機関で受講ができる者は、免許の取消処分等を受ける期間として公安委員会が定めた期間が3年以下の者とする。（取消処分を受けた者又は準取消処分者等で取消（失効）後の違反等で欠格期間が3年を超える者を除く。）

3 講習の申込み時の措置

(1) 申込みの方法等

申込みの方法は、予約制とし、受付は原則として欠格期間の終了する3か月前からとする。

(2) 申込みの受付場所

申込みの受付場所は、次のいずれかとするので、講習を受けようとする者(以下「受講希望者」という。)に直接赴かせて申し込ませるものとする。

ア 試験課

イ 各警察署交通課(係)

(3) 申込み受付時間

申込みの受付時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までとする。ただし、次に掲げる日は、受理しないものとする。

ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日(前記に掲げる日を除く。)

(4) 受付時の留意事項

申込みの受付に当たっての留意事項は、次のとおりである。

ア 受講希望者本人であることを、身分証明等により確実に確認すること。

イ 受講希望者に、別添の取消処分者講習受講調査申請書(以下「申請書」という。)を記載させ、警電ファクシミリにより試験課へ送信すること。

なお、受講希望者が申込書を記載する際は、他の来庁者等の衆目に触れることがないような場所を選定する等、受講希望者のプライバシーに配慮すること。

ウ 申請書の病歴等に「はい」と回答がなされた場合については、「一定の病気等に該当する」の疑いがあるものであり、安全運転相談が必要となる場合があることから、速やかに担当に連絡して対応すること。

(5) 講習申込書の作成等

試験課において、受講希望者の違反等を調査の上、取消処分者講習が受講可能であれば、一般取消講習又は飲酒取消講習の区分、講習日時及び講習場所を連絡するので、受付署においては、受講希望者に教示後、講習場所(受講を希望する指定講習機関等)に応じて、熊本県道路交通規則(昭和47年2月24日公安委員会規則第1号)第42条第1項第2号に規定する取消処分者講習受講申込書(別記様式第37号)に必要事項を記載させ、証明用写真2枚(3.0×2.4cm)を提出させること。

(6) 受講希望者への教示

受講希望者に対して、取消処分者講習案内を作成し、教示したのち交付すること。

ア 取消処分者講習の有効期間は1年間であり、講習受講後1年以内に運転免許を取得しなかった場合、再度、講習を受講しなければならないこと。

イ 取消処分者講習が終了しても欠格期間内は、運転免許試験（仮免許の運転免許試験を除く。）は受験できないこと。

ウ 取消処分者講習の受講予約のキャンセル、変更等については、講習実施場所及び運転免許試験課に連絡し、指示を受けること。

4 申込書等の取扱い

申込みを受けた警察署においては、申込者から提出された取消処分者講習受講調査申請書及び取消処分者講習受講申込書、証明用写真2枚を遅滞なく試験課へ送付すること。

※別紙・別添・別記様式（略）